



MANAGEMENT POST

税理士法人 柳澤会計

柳澤公認会計士事務所

社会保険労務士法人 柳澤会計

〒391-0003 長野県茅野市本町西1-40

TEL:0266-72-5060 FAX:0266-72-5063

www.yanagisawakaikei.net

Vol.27-12 2016.12.5

2017 経営革新 新春セミナーのご案内

毎年恒例となりました「経営革新新春セミナー」を1月27日（金）に開催致します。

今回のセミナーは、2016年度ブランディング事例コンテストで大賞を受賞した、(株)イメージ取締役ブランド戦略室マネージャー 北原 友 様をゲスト講師にお招きし、今、注目されているブランディングの必要性等、基礎から事例を交えて解説して頂きます。またセミナー終了後、新年会を開催致します。多数の方のご参加をお待ちしております。詳細及びお申込については別紙をご覧ください。

2017 経営革新 新春セミナー

【日時】2017年1月27日(金) 15:00~17:30

【場所】茅野市民館 2階コンサートホール

【内容】**企業を成長させるブランド戦略**

講師：株式会社 イメージ

取締役 ブランド戦略室マネージャー 北原 友

事業承継が成功するためのポイント

速報！平成29年度税制改正

講師：税理士法人 柳澤会計 税理士 山崎泰史

まだ間に合う！平成28年度の助成金

講師：社会保険労務士法人柳澤会計 代表・特定社会保険労務士 野口 栄治

◇◆カレンダー◆◇

2016年12月						
日	月	火	水	木	金	土
				1	2	3
4	5	6	7	8	9	10
11	12	13	14	15	16	17
18	19	20	21	22	23	24
25	26	27	28	29	30	31
2017年1月						
日	月	火	水	木	金	土
1	2	3	4	5	6	7
8	9	10	11	12	13	14
15	16	17	18	19	20	21
22	23	24	25	26	27	28
29	30	31				
当番制出勤日						
経営方針発表会						

年末年始休業のご案内

次の通り、年末年始休業をとらせて頂きます。

<休業期間>

平成28年12月29日（木）

～平成29年1月3日（火）



1月7日、事務所を留守にします

平成29年1月7日（土）、柳澤会計グループ全員参加の**経営方針発表会**を行うため、事務所を留守にさせていただきます。

皆様にはご迷惑をおかけしますが、よろしくお願い致します。



平成28年分 確定申告のお知らせ

■申告及び納付期限等のお知らせ



【所得税及び復興特別所得税】

申告及び納付期限：平成29年3月15日(水)

※申告書の受付開始は平成29年2月16日(木)です。当事務所の完了目標日です。

なお還付申告は平成29年2月15日(水)以前でも行えます。

【消費税及び地方消費税】

申告及び納付期限：平成29年3月31日(金)

■確定申告が必要な方

所得税の確定申告が必要な方のうち、主なものを紹介します。

(1) 給与所得がある方

①給与の年間収入金額が2,000万円を超える方

②給与を1か所から受けていて、各種の所得金額（給与所得、退職所得以外）の合計額が20万円を超える方

③給与を2か所以上から受けていて、年末調整をされなかった給与の収入金額と、各種の所得金額（給与所得、退職所得以外）との合計額が20万円を超える方

④同族会社の役員やその親族などで、その同族会社から給与のほかに、貸付金の利子や資産の賃貸料などを受け取っている方

※給与所得の収入金額から、所得控除の合計額（雑損控除、医療費控除、寄附金控除及び基礎控除を除く。）を差し引いた金額が150万円以下で、更に各種の所得金額（給与所得、退職所得以外）の合計額が20万円以下の方は確定申告は必要ありません。

(2) 公的年金等に係る確定申告について

公的年金等の収入金額が400万円以下で、かつ、公的年金等に係る雑所得以外の各種の所得金額が20万円以下である場合には確定申告は必要ありません。ただし以下ご注意ください。

①所得税及び復興特別所得税の確定申告が必要ない場合であっても、所得税及び復興特別所得税の還付を受けるためには、確定申告書を提出する必要があります。

②所得税及び復興特別所得税の確定申告が必要ない場合であっても、住民税の申告が必要な場合があります。

(3) 退職所得がある方

退職所得は、一般的に、退職金の支払の際に支払者が所得税及び復興特別所得税を源泉徴収するだけで所得税及び復興特別所得税の課税関係は終了するため、確定申告書の提出は不要です。

ただし外国企業から受け取った退職金など、源泉徴収されないものがある方は確定申告書の提出が必要です。

(4) (1)～(3)以外の方

各種の所得金額の合計額（譲渡所得や山林所得を含む。）から、所得控除を差し引き、その金額（課税される所得金額）に所得税の税率を乗じて計算した税額から配当控除額を差し引いた結果、残額のある方は、確定申告書の提出が必要です。

■財産債務調書の提出

年間所得2,000万円超であり保有財産が3億円以上であること等、所定の条件に該当する方は、所得税の確定申告書と一緒に「財産債務調書」の提出が必要になります。

■当事務所へ確定申告業務を依頼される方へ

昨年当事務所へ確定申告業務ををご依頼された方へ、本年分の準備について順次ご連絡しております。申告受付初日の平成29年2月16日(木)を完了目標としております。ご協力よろしくお願いします。

確定申告とマイナンバーについて

■税務関係書類への番号記載

マイナンバー制度の導入により、税務署に提出する申告書や申請書などの税務関係書類にはマイナンバーの記載欄が設置され、納税者のマイナンバー又は法人番号の記載が必要になります。また、所得税の確定申告の場合、納税者の方だけでなく、控除対象配偶者や控除対象扶養親族の方などのマイナンバーの記載も必要となります。



<例：所得税の確定申告書 B> 出典：平成 28 年 9 月国税庁

<主な税務関係書類の番号記載時期>

	記載対象	一般的な場合
所得税	平成28年1月1日の属する年分以降の申告書	平成28年分の場合⇒ 平成29年2月16日から3月15日まで（贈与税の場合は2月1日から）
贈与税		
消費税	平成28年1月1日以降に開始する課税期間に係る申告書	平成28年分の場合⇒ 平成29年1月1日から3月31日まで
相続税	平成28年1月1日以降の相続又は遺贈に係る申告書	平成28年1月1日に相続があったことを知った場合⇒ 平成28年11月1日まで
申請書・届出書	平成28年1月1日以降に提出する番号の記載が必要となる申請書等	各税法に規定する、提出すべき期限

■申告書等を提出するする際に、本人確認が必要になります

税務署等に個人番号を記載した申告書等を提出する際は、本人確認書類の提示又は本人確認書類の写しを申告書等に添付していただく必要があります。

本人確認は、①マイナンバーカード（個人番号カード）又は②通知カード及び運転免許証などの身分証明書などで確認を行うため、手続の際には、これらの本人確認書類の提示又は写しを添付をしていただくことになります。

①マイナンバーカードのみ



②通知カード+身分証明書等



+



(北原隆幸・原剛志)

マイナンバーのせいで… 面倒になった“ふるさと納税”

今年も残すところ1ヶ月となり、そろそろ「ふるさと納税を利用して寄附する自治体を選ばなければ…」と考えている人は多いのではないのでしょうか。

ふるさと納税制度は、任意の地方自治体に寄附することで今住んでいる自治体に納める住民税などの一部が控除され、寄附額によっては実質2千円負担で各地の特産品などを受け取れる制度です。納税者にとっては低負担でさまざまな種類の地方の特産品を楽しめ、自治体にとっても地元の特産品をアピールした上で財源が確保できます。政府はこの制度を使いやすくするため、昨年に「ワンストップ特例」を導入しました。それまでは税優遇を受けるには確定申告が必要でしたが、もともと確定申告をする必要のないサラリーマン層などの利用を遠ざけているとして、ワンストップ特例では申請書1枚で確定申告が不要になりました。特例の影響もあって制度利用者は急速に伸び、寄附額は1年で4倍に、利用者数も3倍へと急増しました。

この制度の人気を支えているのは、行政手続きとしては珍しいほどの手続きの簡便さです。インターネット上には複数の情報サイトがあり、そこから目当ての特産品や寄附額、または寄附金の用途を選んでクリックするだけで、特産品とワンストップ特例の申請書が手元に届くようになっています。あとは、申請書に氏名や住所などを記入して送り返すだけで、税に関する手続きが完結していました。

せっかくワンストップ特例ができたのに

しかし今年1月にスタートしたマイナンバー制度によって申請書の様式が変わったことが利用者間で不評を買っています。新たな書式では、これまでの住所氏名欄に加え、「個人番号記入欄」としてマイナンバーを記入する欄が追加されました。

それだけならば番号を記入するだけで済みますが、マイナンバー利用の際の本人確認のためとして本人であることを示す添付書類が必要となりました。また、マイナンバー

の取扱いは行政側にも負担を強めています。昨年までなかった一人ひとりの本人確認という事務が発生することはもちろん、確認後の本人確認書類の処分に係る費用もタダではありません。すでに大量の寄附をさばいて返品を送るという事務を自治体が忙殺されているところに、さらに新たな事務負担が発生しています。

マイナンバー制度によって行政のさまざまな手続きが簡素化されるはずが、ふるさと納税に代表されるように、現在のところマイナンバーによって便利さを感じられることは何一つなく、納税者にも行政にも負担だけが増えているというのが実感ではないのでしょうか。

(山崎泰史)



職員コラム ～ 大切な時間 ～

北原葉子

今年の秋は雨が続き、稲刈りやりんごの収穫が思うようにいかず、ヤキモキしました。農作物を作っている関与先の方も、少なからず秋の長雨に影響を受けたようです。

我が家には少しばかりの田んぼと畑があり、どちらも自分の家で食べる程度の作物を作っています。普段は父が田んぼや畑の果樹を世話してくれるのですが、収穫の時だけは家族総出で行きます。今の時代は、家族で一緒に仕事をするのがないので、子供が小さい時には稲刈りやりんごの収穫を4世代の家族総出で行うことは、とてもありがたく子供にとって貴重な経験だったと感じています。

野菜を作ってくれていた祖母が数年前に亡くなってから、主人と何種類かの野菜づくりに挑戦しています。そもそもあまり手入れをしに畑にいけないため、親戚やご近所の方からいただくような立派なものとはできません。それでも少しずつ改良を重ねてみえています。昨年の秋に初めて植えた玉ねぎの苗は20本中3個しか収穫できませんでした。新聞記事を参考に植えたのが敗因と考え、大きな玉ねぎをおすそ分けしてくださったおばさん2人に今年は作り方を聞いて植えました。霜で苗が浮いた時にそのままにしておいたのがいけなかったのだろうと思います。来年はもう少し収穫できることを楽しみにしています。

手をかけてあげておいしい野菜が収穫できると楽しいものです。普段、座って数字ばかりを眺めています。こういった時間が自分にとって大切な時間だと感じます。

